

「多段階課税」と「仕入れ税額控除」の仕組み



円を丸々納税するわけではないことだ。4000円から仕入れ時に支払った消費税1600円を差し引いた2400円を納税することになる。

その次の小売業者もしかり。消費者から受け取った消費税5600円を7万円で購入したとすると、消費者から受け取った消費税5600円を丸々納税するわけではないことだ。4000円から仕入れ時に支払った消費税1600円を差し引いた2400円を納税することになる。

00円から仕入れ時に支払った消費税4000円を差し引いた1600円を納税すればよい。

ちなみに、消費者に納税義務はないことも知っておきたい。

こうした流通の各段階で税金がかかることを「多段階課税」と呼ぶ。そして、こうした段階ごとに受け取った消費税から支払った消費税を差し引くことを「仕入れ税額控除」という。

こうすることで、消費税の二重課税を防いでいるわけだが、軽減税率が導入されると税率が複雑化するため、インボイスを用いてしっかりと税額を把握する必要があるというわけだ。

最後に注意しておきたいのが、インボイスは課税事業者しか発行できないため、課税売上高が1000万円以下の免税事業者はインボイスの発行ができないこと。つまり、免税事業者から仕入れをする仕入れ税額控除ができないというわけだ。

故に、500万社あるといわれる免税事業者は取引から排除される可能性があるため、自ら課税事業者者に転じる会社も少なくないとみられている。実は、軽減税率導入の裏側には、こうした免税事業者への事実上の増税が隠されていることも知っておきたい。

Column

増税前のまとめ買いは
本当にお得なのか？

消費税増税のたびに駆け込み需要が起るが、あなたが企業経営者ならば、「慌ててまとめ買いするように指示を出す必要はない」と落合会計事務所長の善合孝裕税理士は言う。その理由について、以下に示そう。

計算を単純化するために、売上高1億円、売上げにかかる消費税は10%で、仕入れ以外の経費はないものとする。そして、仕入れにかかる消費税は全て8%か、もしくは全て10%とした場合に、仕入れ価格と納税額を比べてみたのが下表だ。

まず、仕入れにかかる消費税が8%の場合、売上高に対する消費税は10%のため、受け取る消費税は1000万円。次に支払時に支払う消費税は640万円となり、納税額は差し引き360万円となる。

次に、仕入れにかかる消費税が10%の場合だが、売上高に対する消費税は先と同じく1000万円、仕入れに関する消費税は800万円。納税額は差し引き200万円だ。

結果、8%時にまとめ買いすると10%時に比べて支払う消費税は少なくなるが、納税額は逆に多くなる。

まとめ買いは不要

【条件】売上げにかかる消費税は10%、仕入れ以外の経費なし。仕入れにかかる消費税は全て8%か全て10%

	仕入れの消費税8%	仕入れの消費税10%
売上高：1億円	1000万円	1000万円
仕入れ：8000万円	640万円	800万円
納税額	360万円	200万円

結局同じ金額

支払う消費税と納税額の合計は共に1000万円のため、まとめ買いをするメリットはないというわけだ。

強いて言えば、「まとめ買いした方が、消費税を納税するまでの資金繰りが少し楽になる」落合氏。

もつと免税事業者や簡易課税選択業者であれば、消費税率が低い方が2%分得することになるので、まとめ買いにはメリットがある。これは、消費税の納税義務がない個人も同様だ。